

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案		
担当部局	国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課 電話番号： 03-5253-8406 e-mail: g_CRB_MDS@mlit.go.jp	国土交通省都市・地域整備局都市計画課 電話番号： 03-5253-8409 e-mail: g_CRB_TKI@mlit.go.jp	国土交通省都市・地域整備局下水道企画課 電話番号： 03-5253-8427 e-mail: g_CRB_GSD_GSK@mlit.go.jp
	国土交通省道路局路政課 電話番号： 03-5253-8480 e-mail: rosei@mlit.go.jp	国土交通省住宅局市街地建築課 電話番号： 03-5253-8116 e-mail: g_HOB_SKE@mlit.go.jp	
評価実施時期	平成23年2月7日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、公共下水道の排水施設からの下水の取水等に係る手続の整備、道路の上空等における建築物の建築等に係る手続の整備、道路占用許可に係る手続の整備及び都市再生整備推進法人の指定要件の拡大等の措置を講じる。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【法令案の名称】都市再生特別措置法の一部を改正する法律案 【関連条項との内容】 (1)公共下水道の排水施設からの下水の取水等に係る手続の整備(第19条の7) (2)道路の上空等における建築物の建築等の手続の整備(第36条の3) (3)道路占用許可に係る手続の整備(第62条) (4)都市再生整備推進法人の指定要件の拡大(第73条)</p>	
想定される代替案	代替案：官民の連携を通じて都市の国際競争力及び魅力を高め都市の再生を図ることについて、まちづくり会社を都市再生の新たな担い手として法的に位置付けず、民間主体のまちづくりへの積極的な参画を促すための措置は講じない。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1)公共下水道の排水施設からの下水の取水等に係る手続の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の排水施設からの下水の取水等の許可申請に要する費用</li> <li>・取水した下水を排水施設に流入させるのに要する費用</li> </ul> <p>(2)道路の上空等における建築物の建築等に係る手続の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の建築の認定申請に要する費用</li> <li>(3)道路占用許可に係る手続の整備</li> <li>・道路占用の許可申請に要する費用</li> <li>(4)都市再生整備推進法人の指定要件の拡大</li> <li>・都市再生整備推進法人の指定の申請、変更届に要する費用</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該規制案のうち、(1)公共下水道の排水施設から下水の取水等に係る手続の整備、(2)道路の上空等における建築物の建築等に係る手続の整備、(3)道路占用許可に係る手続の整備、と同様の費用が生じる。</li> </ul>
(行政費用)	<p>(1)公共下水道の排水施設からの下水の取水等に係る手続の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画に熱供給施設等の整備及び管理事業を記載する際の協議会との協議・同意事務に要する費用</li> <li>・公共下水道の排水施設からの下水の取水等の許可申請の審査事務に要する費用</li> <li>・下水道管理事務に要する費用</li> <li>・許可を得た者に対する監督に要する費用</li> </ul> <p>(2)道路の上空等における建築物の建築等に係る手続の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画決定権者による道路管理者との協議に要する費用</li> <li>・都市計画の決定・変更に関する事務</li> <li>・特定行政庁の建築物の建築の認定に関する事務に要する費用</li> </ul> <p>(3)道路占用許可に係る手続の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の設置に関する事項を都市再生整備計画に記載するために要する費用</li> <li>・道路占用の許可申請の審査に要する費用</li> <li>・特例道路占用区域の指定に要する費用</li> </ul> <p>(4)都市再生整備推進法人の指定要件の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の都市再生整備推進法人の指定に関する事務、監督等に関する事務に要する費用</li> </ul>		
(その他の社会的費用)	特になし		<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり会社を都市再生の新たな担い手として法的に位置付けないため、公共公益施設等の管理やまちづくり活動の普及啓発を実施する者の不足により、都市の魅力の向上を図ることが困難となり、都市の再生に支障が生じる。</li> </ul>

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1) 公共下水道の排水施設からの下水の取水等に係る手続の整備 未処理下水をエネルギーとして活用し、建築物の環境性能の向上による環境意識の高いグローバル企業等の誘致等が可能となる。</p> <p>(2) 道路の上空等における建築物の建築等の手続の整備 本来開放空間である道路の上空又は路面下について、オフィスなど業務施設等の整備に活用できることとなる。</p> <p>(3) 道路占用許可基準に係る手続の整備 道路占用許可基準の緩和によるオープンカフェやコミュニティサイクルポート等の設置によって、都市のにぎわい・交流の場の創出等が図られる。</p> <p>(4) 都市再生整備推進法人の指定要件の拡大 民間主体の市町村のまちづくり分野への積極的な参画(都市計画や都市再生整備計画の提案、市町村都市再生整備協議会への参画、まちのにぎわいを創出するような施設の一体的な整備又は管理)を通じて民間のノウハウが生かされる。</p>	<p>・ 当該規制案のうち、(1)公共下水道の排水施設からの下水の取水等に係る規制の緩和、(2)道路の上空等における建築物の建築等に係る手続の整備、(3)道路占用許可に係る手続の整備、と同様の便益が生じるが、まちづくり会社を都市再生の新たな担い手として法的に位置付けていないため、公共公益施設等の管理やまちづくり活動の普及啓発を実施する者の不足により、都市の魅力の向上を図ることが困難となり、都市の再生に支障が生じる。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>本案については、遵守費用、行政費用は共に一定程度発生するものの、これらの措置を講じることにより、官民が連携して市街地の整備を推進し、海外から企業・人等呼び込むことにより、都市の国際競争力の強化が図られるとともに、民間主体のまちづくりへの積極的な参画を促し、官民連携によるまちづくりを推進することを通じて、自発的・自立的に地域のポテンシャルが活性化され、都市の再生が図られることから、便益が費用を上回っていると考えられる。</p> <p>一方、代替案については、市街地の整備は推進されるものの、公共公益施設等の管理やまちづくり活動の普及啓発のための環境整備が十分に進まないこととなるため、都市の魅力の向上を図ることが困難となる。したがって、代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>また、本案も代替案も講じない場合、都市の国際競争力の低下及び魅力の低下を招き、都市の再生が困難となる。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>○ 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)(抄) 「成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の…魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。」 「官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、…まちづくり…などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」</p> <p>○ エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)(抄) 「都市計画や地域開発と連携しつつ、地域冷暖房、工場・ビル等の未利用エネルギー(…下水等をいう。)の利用…などの複合的な取組を進めることが重要である。…都市や街区レベル等でのエネルギー利用の最適化を促進するための政策措置について、世界の先進的事例を参考にしつつ、検討する。」</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>①【実施方法】 平成28年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p> <p>②【実施時期】 法附則第7条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。</p>	
<p>備考</p>		